

【概要】 静岡市教育大綱

1 静岡市教育大綱の特徴

義務教育の範囲に限らず、乳幼児期からの支援やリカレント教育の推進といった、「全世代・全市民」を対象にした人づくりの「総合的な施策の大綱」である「静岡市教育大綱」を策定しました。

2 静岡市教育大綱の策定根拠

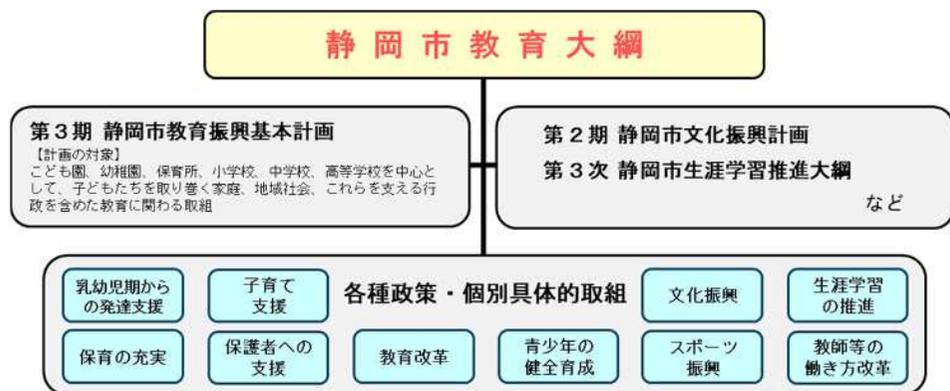
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

「地方公共団体の長（市長）は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」とされています。

この「総合的な施策の大綱」が、今回の「静岡市教育大綱」に当たります。

3 静岡市教育大綱の位置づけ

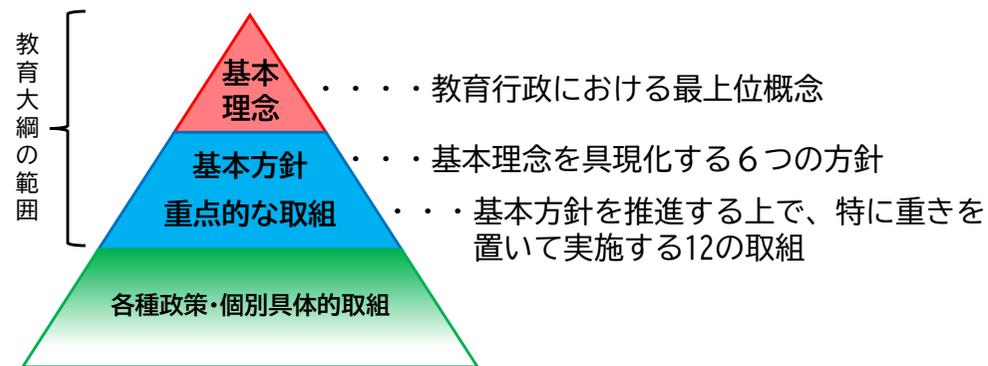
静岡市教育大綱を、本市の教育行政における基本的な方針に位置付け、その内容に則した各種政策・個別具体的取組を推進します。



4 市長と教育委員会との協議（総合教育会議）等の経過

	R5年度			R6年度								
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
総合教育会議	★ (12/6)			★ (3/26)		★ (5/30)			★ (8/22)			
パブリックコメント							→ (6/26~7/29)		→ (結果の公表)			

5 静岡市教育大綱の構成（3層構造）



6 静岡市教育大綱の内容 ●基本理念 ○基本方針（関係局）

●基本理念

多種多様な学びと地域の教育力を通じて、一人ひとりが心豊かで幸せを感じられる人生を送ることができる基礎を作るとともに、持続可能な社会を支える人を育てる

○基本方針1

「誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される」
(市民局・観光交流文化局・保健福祉長寿局・子ども未来局など)

○基本方針2

「子どもの豊かな心と健やかな体を育む」
(子ども未来局、教育局など)

○基本方針3

「確かな学力と幅広い知識の下、豊かな教養と人間性を高める」
(観光交流文化局、教育局など)

○基本方針4

「新たな時代で活躍できる多様な才能・能力を伸ばす」
(環境局、経済局、教育局など)

○基本方針5

「生涯にわたる学びと成長の好循環を生み出す」
(市民局、経済局など)

○基本方針6

「教育・保育の当事者が安心感や幸福感をもてる環境を整える」
(子ども未来局、教育局など)